

内子町電気自動車導入促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、電気自動車を購入する者に対し、予算の範囲内で内子町電気自動車導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定め、その普及促進を図ることにより、本町が目指すエコロジータウンの実現に向けたまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「電気自動車」とは、搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない四輪以上の検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料が電気であることが記載されているものをいう。ただし、電動機が鉛電池によって駆動されるものを除く。

(補助対象車両)

第3条 補助金の交付の対象となる電気自動車（以下「補助対象車両」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、町内の住所となる自動車であること。
- (2) 自動車検査証の自家用・事業用の別が自家用であること。
- (3) リース又は残価設定型クレジットにより導入した車両でないこと。

(補助の対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有する個人で、かつ、町税の滞納がないこと。
- (2) 補助対象車両の購入者であって、かつ、自動車検査証上の所有者及び使用者であること。ただし、所有権留保付ローン等による購入の場合は、所有者が販売会社又はローン会社等であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）でないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、100,000円（定額）とする。

(交付の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象車両の初度登録（検査）年月が属する月の月末から起算して12か月以内に、内子町電気自動車購入支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、町長に申請しなければならない。

2 補助金の申請回数は、申請者1人当たり、1回に限るものとする。

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、内子町電気自動車導入促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに内子町電気自動車導入促進事業補助金交付請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求に基づき、補助金を交付する。

（処分の制限）

第9条 交付決定者は、補助金の交付が決定した補助対象車両について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間内において処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の取消し）

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

- （1） 補助金の交付の条件に違反したとき。
- （2） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （3） 前条の規定に違反して補助対象車を処分したとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたとき。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

内子町長 様

申請者：住 所 _____

氏 名 _____
(署名又は記名押印)

電話番号 _____

内子町電気自動車購入支援事業補助金交付申請書

内子町電気自動車導入促進事業補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、次のとおり申請します。

補 助 対 象 車 両	車 名		型 式	
自 動 車 登 録 番 号 又は車両（標識）番号	(例：愛媛300あ1234)			
登 録 年 月 日 又 は 交 付 年 月 日	年 月 日	初度登録 (検査) 年月	年 月	
補 助 対 象 経 費	円 ※車両本体の購入価格(税込)			
補助金交付申請額	100,000 円			
太陽光発電設備の 設置の有無	☐ 設置あり ☐ 設置なし			
誓約事項及び 同意事項	☐ 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員に該当しないことを誓約します。 ☐ 私は、補助金の交付に必要な範囲で、内子町の住民記録情報及び町税の納付状況を調査し、確認することについて同意します。			

[添付資料]
☐売買契約書の写し
☐領収書（ローン購入の車両場合は、販売会社からクレジット会社宛の領収証で申請者の氏名が明記されているもの）及び内訳明細書等の写し
☐自動車検査証の写し（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項の写し）
☐その他町長が必要と認める書類

..... 以下の欄は記入しないでください。

内子町確認欄	住民課	税務課	
--------	-----	-----	--

第 年 月 日

様

内子町長

内子町電気自動車導入促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、下記のとおり決定しましたので、内子町電気自動車導入促進事業補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき通知します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 交付の条件

次のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがあります。

ア 内子町電気自動車導入促進事業補助金交付要綱の規定に違反したとき。

イ その他不正の行為があると町長が認めたとき。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

内子町長 様

申請者：住 所 _____

氏 名 _____
(署名又は記名押印)

電話番号 _____

内子町電気自動車導入促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった内子町
電気自動車導入促進事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額	円 ※交付決定通知書に記載の額						
補助金の 振 込 先	金融機関	銀行・農協 信用金庫				支店 支所	
	預金種別	普通 ・ 当座					
	口座番号						
	フリガナ						
	口座名義						

[添付書類]

☐ 上記の振込先が確認できる通帳等の写し

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

内子町長 様

申請者：住 所 _____

氏 名 _____
(署名又は記名押印)

電話番号 _____

財産処分承認申請書

内子町電気自動車導入促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり財産処分の承認を申請します。

記

交付決定番号	年 月 日付け	第 号
補助対象車両	車 名	型 式
自動車登録番号 又は車両番号	ナンバープレートに表示の番号（例：愛媛300あ1234）	
処 分 の 方 法	該当する項目を○で囲んでください。 売却 譲渡 交換 貸与 廃棄 その他（具体的に）	
処 分 の 時 期	年 月 日	
処 分 の 理 由	※具体的に記入してください。	
備 考	※処分することによって収益がある場合は、その額を記入してください。	